

阪神港大阪区における進路信号等

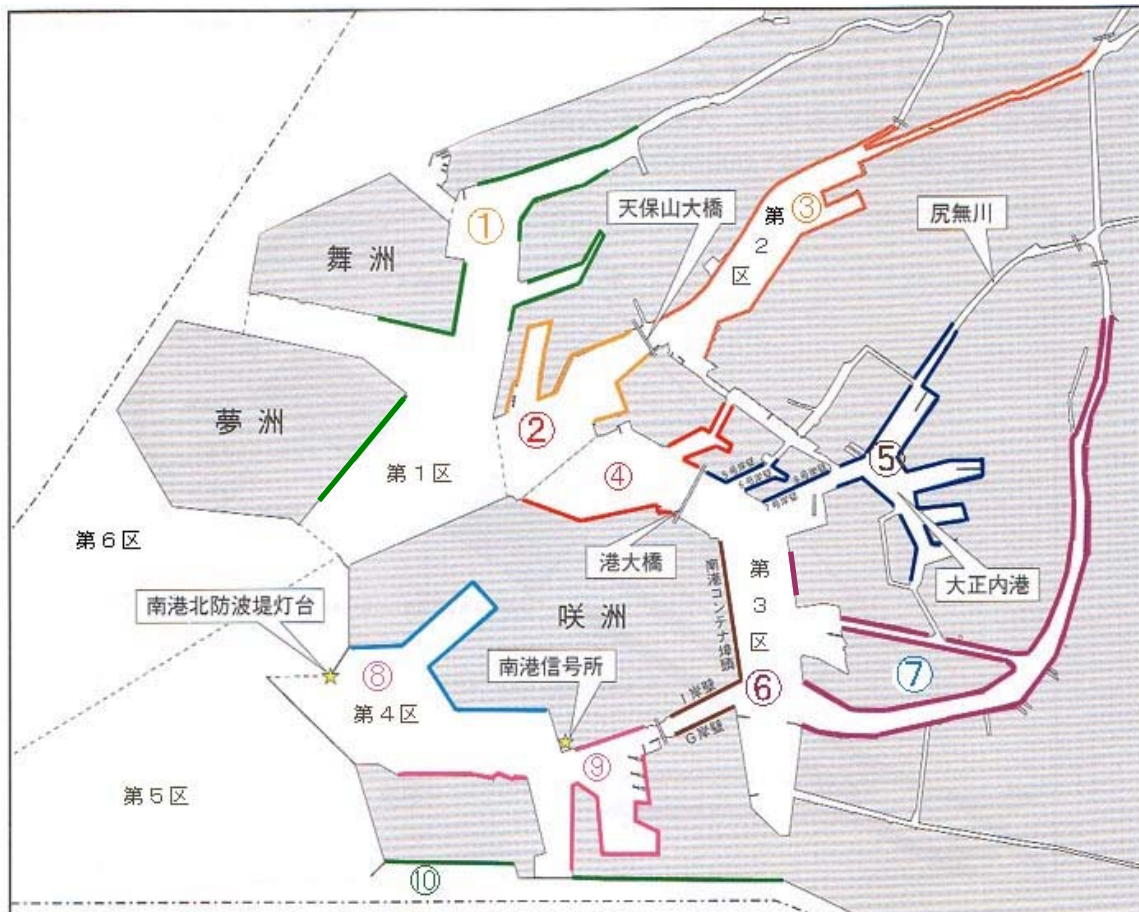
平成22年7月1日

下記一覧表のとおり、国際信号旗を有する入港船舶は必ず信号旗による進路表示を

行うとともに、AISを搭載している入港船舶(船員法により作業義務を免除されている船

舶を除く。)はAISへの入力を行うこと。

	国際信号旗	AISで対応する進路コードを踏まえた入力例	信 文
①	2代・H	>JP OSA H	第1区の係留施設に向かって航行する。
②	2代・2・T	>JP OSA 2T	第2区天保山大橋以西の係留施設に向かって航行する。
③	2代・2・A	>JP OSA 2A	第2区天保山大橋以东の係留施設に向かって航行する。
④	2代・3・W	>JP OSA 3W	第3区港大橋以西の係留施設に向かって航行する。
⑤	2代・3・E	>JP OSA 3E	第3区港大橋以东の第5から第8号岸壁、尻無川又は大正内港の係留施設に向かって航行する。
⑥	2代・3・C	>JP OSA 3C	第3区港大橋以东の南港コンテナ埠頭、I岸壁又はG岸壁に向かって航行する。
⑦	2代・3・K	>JP OSA 3K	第3区港大橋以东の係留施設(第5から第8号岸壁、尻無川若しくは大正内港の係留施設、南港コンテナ埠頭、I岸壁又はG岸壁を除く。)に向かって航行する。
⑧	2代・4・N	>JP OSA 4N	第4区南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設に向かって航行する。
⑨	2代・4・S	>JP OSA 4S	第4区の係留施設(南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設を除く。)に向かって航行する。
⑩	2代・5	>JP OSA 5	第5区の係留施設に向かって航行する。
		>JP OSA OFF	目的港の港内又は境界付近で錨泊しようとする場合
		>JP OSA XX	上記以外の目的港内での進路



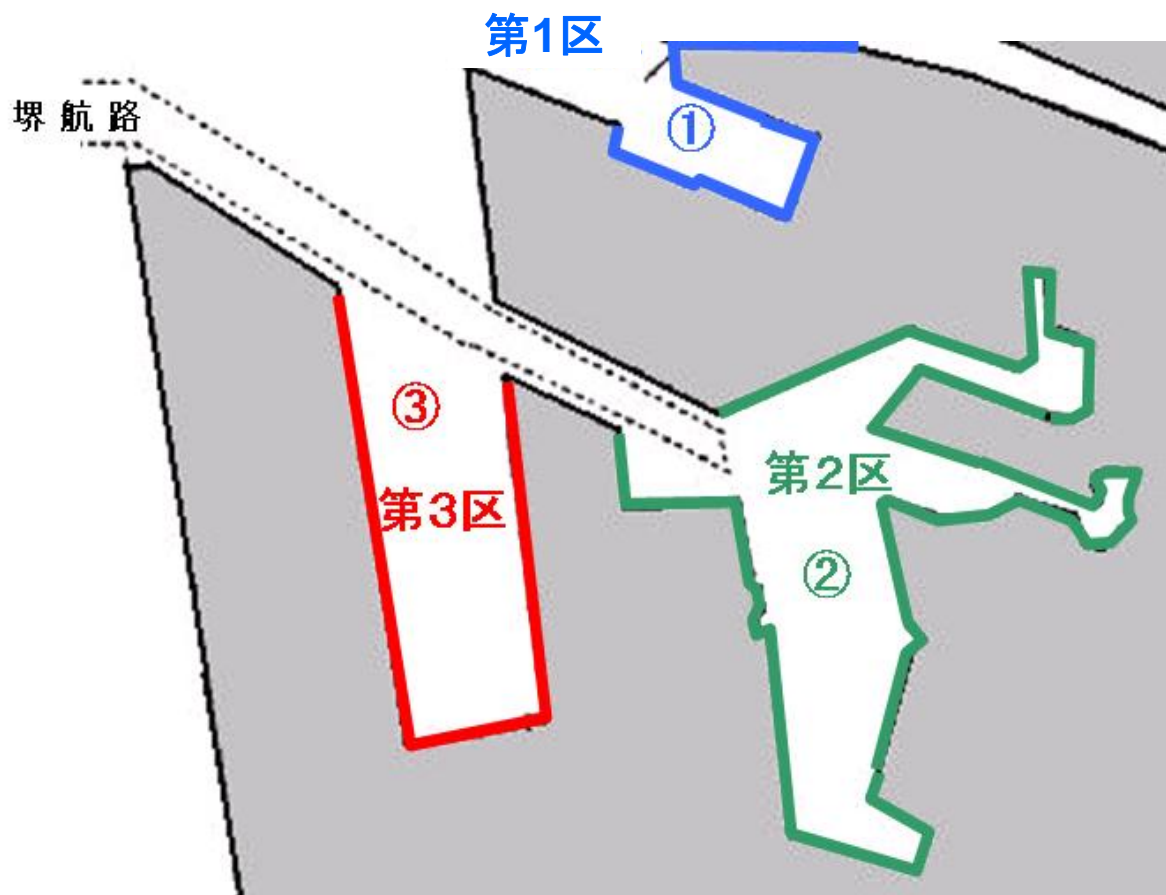
阪神港長

阪神港堺泉北区における進路信号等

平成22年7月1日

下記一覧表のとおり、国際信号旗を有する入港船舶は必ず信号旗による進路表示を行うとともに、AISを搭載している入港船舶(船員法により作業義務を免除されている船舶を除く。)はAISへの入力を行うこと。

	国際信号旗	AISで対応する進路コードを踏まえた入力例	信 文
①	2代・1	>JP SBK 1	第1区の係留施設に向かって航行する。
②	2代・2	>JP SBK 2	第2区の係留施設に向かって航行する。
③	2代・3	>JP SBK 3	第3区の係留施設に向かって航行する。
		>JP SBK OFF	目的港の港内又は境界付近で錨泊しようとする場合
		>JP SBK XX	上記以外の目的港内での進路



阪神港長